

監査公表第 3 号

監査結果に基づく措置について

令和 6 年 5 月 21 日付監査報告第 2 号の監査結果報告に基づき、大牟田市企業管理者から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 7 年 5 月 19 日

大牟田市監査委員	岡	田	和	彦
同	塩	塚	敏	郎

大牟田下水 第 79 号
令和 7 年 5 月 7 日

大牟田市監査委員 岡 田 和 彦 殿
同 塩 塚 敏 郎 殿

大牟田市企業管理者 黒 田 省 二

定期監査の結果に基づく措置について

令和 6 年 5 月 21 日付、監査報告第 2 号で報告のありました個別指摘事項について、次のとおり措置しますので報告します。

【個別指摘事項】

公共下水道事業会計

1. 公共下水道受益者負担金の算定・徴収事務

大牟田市企業局会計規程にある収納金引継書（第 19 条関係）及び現金領収帳受払簿（第 20 条関係）は確認できなかった。

また、大牟田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 17 号に規定する以下の様式は別に定めるとされているが、定められていない。

- ・下水道事業受益者負担金賦課保留申請書
- ・下水道事業受益者負担金賦課保留決定通知書
- ・下水道事業受益者負担金賦課保留地賦課通知書

規程等に沿った様式を整備するとともに、適正な事務処理に努められたい。

【措置】

大牟田市企業局会計規程にある収納金引継書（第 19 条関係）及び現金領収帳受払簿（第 20 条関係）については、規程について見直しを行っていきます。

また、大牟田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 17 条に規定する以下の様式については、令和 6 年 11 月に改正を行い、別表に以下の様式を追加しております。

- ・下水道事業受益者負担金賦課保留申請書
- ・下水道事業受益者負担金賦課保留決定通知書
- ・下水道事業受益者負担金賦課保留地賦課通知書

今後は、規程等に沿った様式を整備するとともに、適正な事務処理に努めます。